

総社市災害対策本部規程（平成17年総社市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第4条関係） （別紙のとおり）			別表第1（第4条関係） 略		
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
部	班	所掌事務の内容	部	班	所掌事務の内容
略			略		
総務部	略		総務部	略	
	受付連絡班	1及び2 略 3 災害通報等の <u>受付</u> に関すること。 4及び5 略 6 <u>災害情報の発信</u> に関すること。		受付連絡班	1及び2 略 3 災害通報等の <u>受領及び伝達</u> に関すること。 4及び5 略
	略			略	
	物資輸送班	緊急物資等の輸送に関すること。		資材輸送班	1 災害対策に必要な資機材の調達及び配分に関すること。 2 車両等の調達及び配車に関すること。 3 資材, 物品, 食糧, 緊急物資等の輸送に関すること。

改正後			改正前		
	物資調達班	1 緊急物資等の調達，配分に関する事 2 市本部員への食料の支給に関する事 3 車両等の調達及び配車に関する事		用度配給班	1 物品，食糧，緊急物資等（資機材を除く。）の調達，配分に関する事 2 市本部員への食糧炊出しに関する事
消防部	消防班	1及び2 略 3 <u>罹災者</u> の救助，救急及び避難の誘導に関する事 4 略	消防部	消防班	1及び2 略 3 <u>り災者</u> の救助，救急及び避難の誘導に関する事 4 略
略			略		
調査部	被害調査班	1及び2 略 3 <u>建築物の応急危険度判定に関する事</u> 4 <u>罹災証明書の発行に関する事</u>	調査部	被害調査班	1及び2 略
水道部	水道班	1 略 2 給水の確保及び <u>罹災者</u> に対する飲料水の供給に関する事 3 略	水道部	水道班	1 略 2 給水の確保及び <u>り災者</u> に対する飲料水の供給に関する事 3 略
避難支援部	避難救護班	1 罹災者の避難所の確保及び管理に関する事 2 罹災者への緊急物資等の供給に関する事 3 災害による身元不明死体の仮埋葬に関する事 4 災害見舞金品の支給に関する事	避難支援部	避難救護班	1 <u>り災者</u> の避難所の確保及び管理に関する事 2 <u>り災者</u> への食糧，緊急物資等の供給に関する事 3 災害による身元不明死体の仮埋葬に関する事 4 災害見舞金品の支給に関する事
	要配慮者支援班	高齢者，障がい者，乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関する事		要援護者支援班	高齢者，障がい者，乳幼児等の災害時要援護者への安全確保及び支援に関する事
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関する事			
医療衛生部	医療衛生班	1 医療機関との連絡調整に関する事 2 救急医療薬品，衛生材料等の調達及び配分に関する事 3 罹災地区の防疫に関する事 4 医療救護活動に関する事	医療衛生部	医療衛生班	1 医療機関との連絡調整に関する事 2 救急医療薬品，衛生材料等の調達及び配分に関する事 3 <u>り災地区</u> の防疫に関する事 4 医療救護活動に関する事
				安否情報班	安否情報の収集及び提供に関する事
略			略		

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

